平成２３年（フ）第６５号
横浜市南区六ツ川１丁目679番地の57
破産者　小川　博芳
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２号
相模原市中央区光が丘３丁目22番７号　105
破産者　工藤　敦己
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６４号
愛知県一宮市今伊勢馬寄字宮北25番地
破産者　古川　　腰
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５９７号
奈良市二名平野１丁目2067番地
破産者　大木　　修
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２５号
広島市安佐北区口田南９丁目38番22号
破産者　清河　公雄
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４６号
広島市西区草津浜町19番７号
破産者　和木田　隆
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県嘉麻市平1391番地２、前住所福岡県古賀市花見東６丁目３番12―703号
破産者　植木　義夫
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１３号
福岡市東区舞松原１丁目７番33―205号、旧住所福岡市中央区今泉２丁目１番68―303号
破産者　井上　　悟
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３号
長崎県諫早市小船越町571番地90、前住所長崎市かき道３丁目19番５―203号
破産者　岩崎久美子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長崎県大村市大川田町850番地３　ウィングスＢ棟103、前住所長崎県大村市竹松本町942番地５　ベールクレール203号
破産者　川島　　薫
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
福島市泉字先達１番地　市住６―34
破産者　渡邉ゆう子
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
福島市黒岩字中沖17番地の１、従前の住所福島市永井川字壇ノ腰６番地の１　エトワール南福島501号
破産者　進藤　秀明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
福島市野田町２丁目３番47号　医大アパート１号室
破産者　二丹　崇行
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
福島県相馬市本笑字馬場添158番地
破産者　伊達　誠一
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１５号
千葉県東金市田間781番地２　松井貸家Ｂ棟
破産者　大川　秋男
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目６番18―102号
破産者　宮木　俊行
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４５号
神奈川県南足柄市駒形新宿64番地１　カーサティエラ203
破産者　石川　俊夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６６号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺15番地
破産者　神名部常明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９６７号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺15番地
破産者　神名部由紀子
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県柏崎市柳橋町６番７号
破産者　永瀧　裕一
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係